

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	指置の分類	指置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520010	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上、資格者間の相互見合いの観点から、行政書士が申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 商業・法人登記申請は、添付書類(定款、株主総会議事録等、申請書に添付する書類)の作成及び申請書の作成・提出で行われる。行政書士は添付書類の作成を業としているが、申請書の作成・提出は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができない。依頼者本人が行う又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担を強いている。行政書士が添付書類の作成に引継ぎ、申請書の作成・提出を行えるようすることで、依頼者である国民に対して迅速で確実かつ廉価なワンストップサービスを提供できるとともに、国民の利便性が向上する。 定款作成は行政書士の専管業務であるが、法務省は、平成16年1月20日付け法務省民務13号民事局長官議事録(司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて、司法書士による定款作成を認める。さらに、平成16年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めた。司法書士に対してのみ、適達及び告示により、行政書士の専管業務を認めるとともに(法的根拠は無い)、相互見合いの観点から、行政書士に対しては司法書士の専管業務(申請書の作成・提出)を認めるべきである。申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部を転記して作成するものであり、添付書類を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。				1 0 0 0 1 0 0	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520010	行政書士への商業登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が独占している商業登記を開放するべきである。	法務省民務局より商業・法人登記業務の実態等に関するアンケートが行われた。結果、司法書士より行政書士の方が商業登記の点から、法務省は、このアンケート結果を出すことと期限一杯の平成15年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのである。商業登記開放について前向きに検討するべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業と接する実態がほとんど無いとしても、法的根拠(商法)の観点から、訴訟や強制執行等を通じて企業とのビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに反対して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを行ったところはあるが、各団体が有利となる説明であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートには偏見として金銭を充てて行われたものもあるから、客観的に公正な平等な調査のアンケート結果を尊重するべきである。また、弁護士だけでなく(公認会計士にも商業登記の代理は認められている)のであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのだから、法務省の見解は矛盾していると言わざるを得ない。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			3 0 0 0 1 0 2 0	個人	27 大阪府	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士業務に関連して行政書士が商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行政書士が商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行えることを規定する。」ことを要します。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に、「商業・法人登記業務の行政書士への開放、要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられました。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人(行政書士)司法書士及び登記部証託人に対し、アンケートを取った。その内容は、平成18年3月法務省民務1号より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が複雑であったこと(38.1%)」の2つが多数を占めた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態が確認されたが司法書士を上回っている状況が窺われる。行政書士、その結果に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップ・サービス、費用の削減)である。登記業務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			3 0 0 0 1 0 3 0	個人	27 大阪府	総務省 法務省
0520010	商業登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	商業登記事務を行政書士にも認めるべきである	提案理由 1. 行政書士は登記事務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することとされている。登記事務は原因証書の取集、審査、調整が生じる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。 2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の判明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 3. 司法書士には原因証書の取得業務、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。 4. 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この簡便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化すべきである。 5. 行政書士は登記事務に関する資格が指摘されているが行政書士は自動車の登録事務(不動産登記法に類似している)がさらに行政登録等が付加された関係法令は8以上及び複雑な手続き)に精通しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 6. 総による申請は電子申請が普及し利便性を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7~10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものである。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 7. 登記事務は登録事務より30%余年をわたる電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			3 0 0 0 2 0 1 0	団体	25 滋賀県	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めるべきである。	本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、これを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果が本年3月に法務省民務局から公表された。 その結果から判断しても利用者である国民の行政書士の商業・法人登記に関する業務に一定の満足を得ていること、行政書士の業務(会社設立の代理人としての定款作成、認証代理や社章議事録等の作成に由来が主である)に、特に行政書士は医療法人、宗教法人、学校法人等の設立許認可業務を主務官庁で行っており、その認可・許可後に設立登記を必要とする場面から業務が分断している。この状況が限り、規制改革、規制緩和に逆行していると言わざるを得ない。 最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業間問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			3 0 0 0 5 0 1 0	個人	26 京都府	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号、同第2号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には罰則が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めるべきである。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室に、多方面からその開放要望が出されていた。法務省はこれらの要望や検討結果を受け、利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握するため、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。 それによる「行政書士に対する調査の回答者のうち、68%の行政書士が過去に商業・法人登記に関する業務の経験がある」と回答しており、その47.2%が「年当たり平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関する業務に一定の関与をしている」とも、また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会、取締役会の議事録の作成等について「行政書士に依頼した経験がある」と回答したのうち、その際行政書士の仕事内容について、「大変満足、又は」ほぼ満足」と回答した方が合計77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること、との結論が得られている。 行政書士の半数以上が商業・法人登記に一定の関与をいっていること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を勘案すれば、速やかな開放が望まれる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成16年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中で、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			3 0 0 0 8 0 1 0	国民利便・負担軽減推進協議会	26 京都府	総務省 法務省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置 の分類	措置 の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案 番号 順	提案主体名	都道府県 コード	制度の所 管・関係官 庁
0520020	不動産相続登記手続 の行政書士への開放	司法書士法第3条第1 項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法 書士法人でない者は、登記に関する手続の代理 業務、書類作成業務及び相談業務をすることは できない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所 有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書 士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移 転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成、及び」申請書の作成・提出、で 行われる。(遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。) 行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は 司法書士の規制があるため、行政書士は行うことができない。依頼者本人が行うか 又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的 な負担を強いている。 行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行える ようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップ サービス」を提供することになり、国民の利便性が向上する。 申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成 するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できる ものである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手 続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求される ので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保 全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。				1 0 0 1 0 2 0	行政書士制度研 究会	37 香川県	総務省 法務省
0520020	相続を原因とする不動 産登記申請の行政書 士への開放	司法書士法第3条第1 項第1号、 同第2号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法 書士法人でない者は、登記に関する手続の代理 業務、書類作成業務及び相談業務をすることは できない。 また、違反者には刑罰が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に 提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務 とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移 転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作 成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受 益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の 作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼してい る。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の 煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行うよ うにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けやすくなる可 能となり、利便性が向上する。なお、不動産登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすも のであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実法上 の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、 手続法上の問題として、この登記を代理するためには、高度な法律知識及び専 門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手 続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適 正な運営は守られる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手 続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求される ので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保 全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答され たい。			3 0 0 1 0 1 0	個人	27 大阪府	総務省 法務省
0520030	行政不服申立て手続 の行政書士への開放	弁護士法第72条、第 73条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法 律事件に関する法律事務を取り扱うことを業とし てはならない。また、その違反者には刑罰が科され る。	行政書士が行政不服審査法に基づく(不服申立て 手続)代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づき(不服申立て 手続)代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを 求めて不服申立てをすることになるが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申 請に相当した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続 は依頼者本人が行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続 の煩雑さや経済的な負担を強いている。 当該許認可申請からの経緯を詳しく行政書士が不服申立て手続代理を行えるよ うにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップ サービス」を提供することになり、国民の利便性が向上する。 行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその 費用試験科目に行政手続法、行政不服審査法が追加されていないにもかかわらず、 審査請求手続代理がすでに認められている。一方、行政書士の費用試験である 行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が追加され ており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能 力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が不服申立て手続代理業 務に参入できるよう、平成16年度から各地大学の科目履修制度等を利用して、 行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施して おり、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。	C		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁 じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を 損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨から すれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正 な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門 家としての能力的・倫理的担保を図るための該法の措置が講じられ た弁護士が法律事務を独占するには、十分な合理性、必要性 があると考えられる。 行政不服申立てにおいて取り扱う法律事務は、その範囲が極めて 多岐に渡り、かつ、紛争の当事者その他関係人らの利益に重大な 影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専 門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法 律事務を扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として 求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このよ うな能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての 法律事務を行うことを認めることは相当でない。				1 0 0 1 0 3 0	行政書士制度研 究会	37 香川県	総務省 法務省
0520040	検察官に対する告訴 状・告発状作成業務 の行政書士への開放	司法書士法第3条第2 項第4号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法 書士法人でない者は、検察官に提出する書類の 作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業 務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成 業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は司法書士に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法書 士に対する告訴状・告発状と内容が同一であっても検察官に対する告訴状・告 発状は司法書士の規制があるため、行政書士は行うことができない。国民 は不便である。 行政書士は司法書士に対する告訴状・告発状作成業務を行っているため、検 察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。	C		検察官へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼす ものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が 要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民 の権利の保全の観点から適切でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答され たい。			1 0 0 1 0 4 0	行政書士制度研 究会	37 香川県	総務省 法務省
0520050	家事審判法の甲類審 判事項申立書作成業 務の行政書士への開 放	司法書士法第3条第1 項第4号、 同第5号、 第73条第1項、 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法 書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の 作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申 立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべき である。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申 立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 行政書士は「遺産分割協議書・遺言書」など権利義務に関する書類の作成業務を 行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが 、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うこ とができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼 者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担を強いている。 甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない。申立書は家 庭裁判所に輸入交付の定型的なもので、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成 できるものである。司法書士等の企業業務に参入する必要はない。 最初相談を受け、各種手続に際し、最も実体を把握している行政書士が甲類審 判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。 日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所」に関する代理業務に参入で きるよう、平成16年度から各地大学の科目履修制度等を利用して、行政書士に民 法(相続・相続争い)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行 政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申 立書作成業務を行う適格性を有している。	C		裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼす ものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が 要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民 の権利の保全の観点から適切でない。				1 0 0 1 0 5 0	行政書士制度研 究会	37 香川県	総務省 法務省
0520060	商標出願登録手続 の行政書士への開放	弁護士法第72条、第 73条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法 律事件に関する法律事務を取り扱うことを業とし てはならない。また、その違反者には刑罰が科され る。	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書 士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手 続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。 商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に 約65名しか登録していません。しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない 「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの科出願等で多忙であり、企 業は弁理士サービスを受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」で は、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。 行政書士は全国に約1万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着 の法律専門家であり、許認可申請や契約書の作成業務の関与も企業から依頼を受け る相談を受けることも多い。平成18年度から「地域団体商標」(地域ブランド)制度 が、平成19年度から「小売等役割商標制度」が生まれたことでもあり、企業の利便 性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の扱いとして行政書士を活用す べきである。 商標登録額はA4サイズ1枚の定型的なもので、年約5万件の本人出願が行われ ており、4分の3程度が登録されている。行政書士は弁理士試験における論文式試 験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手 続を扱う適格性を担保できる。	C		商標登録出願手続は、商標権の発生に直接関わる手続であるから 、弁理士法72条にいう法律事件に関する法律事務に該当する。 弁理士法72条は無資格者による他人の法律事務への介入を禁 じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を 損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。弁理士法の規 定として、弁理士の法的・倫理的担保を図るための該法の措置が講 じられているのは、弁理士には知的財産権に関する専門的知識、能 力や倫理の担保を図るための該法の措置が講じられているからで あって、このような能力の担保なく、弁理士又は弁理士以外の者に 同手続の代理を認めることは、依頼者・関係者の利益を害するおそ れがあり、相当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答され たい。			1 0 0 1 0 6 0	行政書士制度研 究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	指置の分類	指置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520070	土地家屋調査士特区	土地家屋調査士法第9条第1項、第13条第1項、第47条第1項、第52条、第58条、第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所を所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域中に、会則を定めて、一箇の調査士会を設立しなければならない。調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に備える名簿の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	当地は、松江地方法務局の管轄区域です。そこに島根県土地家屋調査士会を設立しています。そもそも土地家屋調査士会は、土地家屋調査士としてその業務を行う際には、個人が強制されている。いわゆる強制加入の法人です。社団法人等のいわゆる公益法人より、その運営はさらに厳格であるべきです。島根県土地家屋調査士会は、経理業務もすべてを監事公開せず、事実上特定の会員を支部長会の構成員であるとの是正もせず、会として取り組み業務報告に地権者境界線調査など一部の会員の参加がないこと、経理報告せずADR認定土地家屋調査士特別研修も、実施主体でない事案協力機関に過ぎないものが、勝手に参加資格を決定するといふ事案を行っており、また、そうした一連の行動に真意を添える監事は再三の多数決です。別に、そのことは致し方ないと思いますが、ある意味腐った多数が暴挙を繰り返していることが、その本質といえます。他土地家屋調査士が、非公正な国民には嫌われる土地家屋調査士会を選択する場合は自由であります。土地家屋調査士にも選択の自由があつてよいと考えますし、国民の皆様もどのような会に所属する土地家屋調査士であるかは、その依頼の際の参考となるはずで、私としては、土地家屋調査士制度の維持発展のために、土地家屋調査士会の設立の自由が必要であると考えます。そのことが国民へのサービスの拡充に結びつくと考えるところです。その點ととも当地に土地家屋調査士特区の申請を認めていただきたく、宜しくお願いいたします。	C		土地家屋調査士の業務は不動産に係る国民の権利の明確化に密接に関連しており、極めて公共性が高いものである。そのため、公共的性質を有する調査士が、自目的の品位を保持し、業務の維持・向上を図るために、調査士会が会員の指導及び連絡を行う必要がある。したがって、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会の設立を認めることは適切でない。なお、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会を設立したことで、国民へのサービスの拡充につながることは考え難い。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	一管轄区域に複数の土地家屋調査士会の設立を認めることは適切でないとするが、何の理由も明示されていない。ADR機関を立ち上げて、国民の権利が不明であることに基づいて、民間の事件を推進し、国民の司法参加の利便性に寄与している。大きな使命がございませう。このことについても、現在のところ当地では、至って低調で、やっとならば準備をすることとありますが、本来はこうした国民へのサービス向上、いわゆる資格者団体は、積極的に推進する必要があるところですが、多数決の原則では、致し方なきことは明白であります。これに積極的な会が設立されると、国民の司法参加の利便性が益々よくなるかと。	1 5 5 5 0 1 0	個人	32 島根県	法務省	
0520081	土業派遣の解禁(過疎地域定) 土業・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	弁護士法第23条、第25条、第30条の17	弁護士の業務は依頼者との信頼関係を基に成り立つものであり、弁護士には職務上知り得た秘密を保持する義務が課せられ、利益相反行為が禁じられているなど、様々な制約が課されている。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に特定し派遣法により禁止されている土業の派遣を認める	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制されている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がしられ、満足した社会サービスを受けられない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をおこなうことで、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出するべきである。	C		弁護士を労働者派遣する場合、派遣弁護士は一方で派遣元との雇用関係を維持しながら、他方で派遣先の指示を受けて法律事務を行い、いわゆる双方に所属する形となるから、当該派遣弁護士を含め派遣元・派遣先双方で利益相反を厳格にチェックする必要があるところ、そのチェックは事実上不可能である。派遣元・派遣先相互に依頼条件を明示するとなれば、守秘義務と抵触することにもなる。利益相反の回避及び守秘義務の遵守は、依頼者との強い信頼関係を基とする重要な原則であり、弁護士制度の根幹に関するものであるから、これに抵触する労働者派遣を認めることは相当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	意見として頂戴した派遣元と派遣先との(利益相反)に値する案件は、予め、行なわないということ(利益相反)を防ぐこととなるのではないかと。広範囲にチェックする必要がある(利益相反)は、そもそも、弁護士1人1人のチェック体制はとらなっているのでしょうか。【利益相反を行わないように、派遣元ができるようにすることが可能ではないでしょうか。派遣とは、出来ないう場合、業務委託として請け負うことはどうでしょうか。	1 0 5 5 0 7 0	(株)バソナシャドーキャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 経済産業省	
0520082	土業派遣の解禁(過疎地域定) 土業・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	司法書士法第73条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項	司法書士又は土地家屋調査士の業務については、労働者派遣の対象とはならない。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に特定し派遣法により禁止されている土業の派遣を認める	現在、土業派遣は労働者派遣法で規制されている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がしられ、満足した社会サービスを受けられない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をおこなうことで、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出するべきである。	C		司法書士又は土地家屋調査士(以下「司法書士等」という。)についての労働者派遣事業を認めた場合には、派遣される司法書士等は、司法書士等でない派遣先業者の指揮命令を受けて業務を行うこともあり、司法書士等の公共的な性格から司法書士等個人又は司法書士法人(又は土地家屋調査士法人)に課せられている依頼に応ずる義務(司法書士法第24条、土地家屋調査士法第22条)、秘密保持の義務(司法書士法第24条)、帳簿等の保存義務(土地家屋調査士法第21条)等が遵守される必要がある。	構造改革特区に関する有識者会議での検討や有識者会議意見(規制所管府庁において今後検討を進めることとされた規制改革事項)について、「平成18年8月11日」を踏まえ、今後、どのように対応していくのか、可能限り、具体的に回答された。	1 0 5 5 0 7 0	(株)バソナシャドーキャビネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 厚生労働省 経済産業省		
0520090	市税を徴収・収納できる要件の緩和	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行なうことはならない。また、その違反者には刑罰が科せられる。	地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「監督、滞納処分に係る財産調査のための「開示及び検査、手続、差押、差押、などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納事務を市税務部徴収吏員を監督者とする(財)深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。	深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大黒柱である市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料)の18年度決算(見込み)の現年未済額は7億円強、過年未済額は2億円強、不納欠損額は3億円強、合計13億円強が回収できていない。また、このほか、国民健康保険特別会計には、一般会計から16億円の繰り出しがある。現行法では、税の収納事務民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていない。地方自治体の自主財源の大黒柱である税収の確保に寄与しているとはいえないのが実情である。以上のことから、滞納市税の徴収について、深谷市が出資した公的団体である(財)深谷市施設管理公社に委託できるようにする。公社に滞納市税を発生させないための納付促進業務、滞納市税を徴収する事務を公社に委託して成果を得れば、自主財源の確保、税の公平性、市政の平等性を向上させるだけでなく、当該徴収を他の行政サービスに充当することができ、市民福祉の向上、さらには、地域経済の活性化に寄与することができる。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。滞納サービスの利用料金を滞納者から徴収する場合は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービス自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うこと少なくない(な)紛争の争点の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	1 0 0 6 0 0 0	埼玉県深谷市	11 埼玉県	総務省 法務省		
0520100	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行なうことはならない。また、その違反者には刑罰が科せられる。	介護保険法または障害者自立支援法に基づき「福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	現在、公の施設である高齢者は障害者福祉施設を市が直轄し、市職員が福祉サービスを受けた市民から「分担金」を徴収または収納している。今後、これらの福祉施設に指定管理者制度を導入を実施し(予定)であるため可能(同法第144条の2)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定がない。そのため、現行規定のまま民間事業者が福祉サービスを受ける市民から「分担金」を市職員が徴収または収納しなければならないため、公の施設の運営において職員給与を削減し、より一層の効率化を図ることができないものである。したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。滞納サービスの利用料金を滞納者から徴収する場合は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービス自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うこと少なくない(な)紛争の争点の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	1 0 1 6 0 0 0	大阪府大東市	27 大阪府	総務省 法務省 厚生労働省		
0520110	地方税の徴収事務民間委託特区	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行なうことはならない。また、その違反者には刑罰が科せられる。	地方公共団体の歳入の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第150条第1項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税については、この規定が除外され、地方自治法施行令第158条の二により収納の委託のみ可能な規定となっている。このことから、地方税を他の歳入と同じく徴収委託が可能となるよう、地方税法第1条第1項第4号に委託を受けた者に加え、地方税法第20条の四に私人への徴収事務の委託を可能とする条項の追加、並びに地方自治法施行令第158条の二に徴収を追加	本市では、平成19年1月25日財政再建スタート宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなエトを占めるのが、人件費の削減である。このことから、業務の民間委託には大きな効果が認められることから、積極的に各種業務委託を進めているところである。本提案は、その中の一として、市税の徴収業務を民間委託することにより、人件費の削減を図り、併せて、県下でも下位に位置する収納率の向上を図るため、市職員は、財産調査と滞納処分のみに従事することにより、効果的な行政運営を行うこととするものである。また、本市の基幹産業は観光産業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも届いていない状況は、人口の減少と進捗がからみかねないのが実情である。このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増を促し、市内経済の活性化を図るものである。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適切でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービスの利用料金を滞納者から徴収する場合は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービス自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うこと少なくない(な)紛争の争点の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	1 0 2 0 0 1 0	熱海市	22 静岡県	総務省 法務省		
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への開示検査・差押の各種限の民間事業者への授權	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業として行なうことはならない。また、その違反者には刑罰が科せられる。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第208条(開示検査権)、第209条(督促)、第333条(差押、交付差押、参加差押)、第333条(開示検査権)について、民間にも授權できる旨の規定を置く。督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限を有する徴収吏員による滞納処分を遂行することができるよう規定を置く。開示検査の申し出により開示させ、滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと見做す。民間の調査・差押を実施する範囲について、開示検査(第141条)、「四」とし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授けられない。必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特例関係者への調査・差押も認め、これを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、総務庁と一定の法的拘束などを有する第三者にすることで、職務遂行や違法行為、その他各種トラブルの抑制が十分期待できるところである。	地方税徴収業務では徴収費用が増減し、また近年は時効欠損を常態と放置したとして徴収が取返す裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも政策的にも喫緊の課題である。時効中断には主として督促が差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によることを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者を差押権限まで授權すべきである。ところが、地方税法上は督促も差押も徴収吏員のみが権限を有し、民間への授權は困難である。しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法府上の問題に過ぎない。その点に、非営利型独立行政法人や認可法人、さらに株式会社に対し滞納処分権限を授權する立法例が2事例のみ存在する。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その制約ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・開示検査・差押の民間権限は可能に思われる。開示検査を否定的に見解もあるが、開示検査自体は任意調査権であるし、罰則は最罰則45.18によれば公務執行妨害罪の補足的規定とされるが、本体的な公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうる。補足的規定は民間不可といふのは、判例との整合性に疑問がある。なお、本人(開示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対するのみ調査及び差押を行うなど、侵襲性が高くないと考えられるが、その一方で、民間事業者による調査・差押は、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適切でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービスの利用料金を滞納者から徴収する場合は、単に経済的理由による場合だけでなく、滞納サービス自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うこと少なくない(な)紛争の争点の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	1 0 0 5 0 2 0	個人	13 東京都	総務省 法務省		

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0520192	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	外国人登録法	地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、国民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	1 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能にしたい。2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により交付可能にしたい。3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事項についても、受理・不受理の判断を除き委託可能にしたい。4 事務の委託にあたっては、契約期間として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和してほしい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住居基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や日開庁の拡大に努め区民のニーズに応えていく。【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定める準備を進めていたが、端末操作及び業務以外について関係府庁との調整が必要となり業務についても「受付」と「引渡し」のみ委託では事務が中断され、委託のリックが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該業務について委託者側からノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要となり及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。【代替措置】 証明発行や届出の際の人力業務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできないと見込まれている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	C	〔外国人登録〕競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原簿の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げられる場合、民間事業者が外国人登録原簿を利用して業務を行うことを認めなければならない。外国人登録原簿は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、番名、職業や勤務先等プライバシー意識が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原簿の取扱いを認めることは現状では困難である。					1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	法務省 厚生労働省 内閣府
0520200	刑務所の給食の民間委託における入札制度の導入			刑務所の看守等の公務員への給食の喫食費、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公正正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等の給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食費、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公正正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等の給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	E	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公正正大に行われている。また、国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準」(昭和33年1月7日付付第百第一号)により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができるとされており、その相手の選定に当たっては、原則として公募によって行われている。				1 0 3 8 0 0 2 0	社団法人日本 ニュービジネス協 議会連合会	13 東京都	法務省	
0520210	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第189条	警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会が定めることにより、司法警察官として職務を行う。2 司法警察官は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の濫用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。これら事案は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事案を警察が取り締まることは困難である。よって行政側の関係部署職員が、当該事案を捜査執行を補助することができれば、より効果的な捜査、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながる。より凶悪な刑法犯対策に集中できるようにする。そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の発覚防止、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるように、悪質な場合は司法処分につなげる体制づくりが重要である。例えば、埼玉県では1月1日より迷惑行為防止条例が施行され、密着行為等の規制が強化されることになっているが、この取締りの一部を本市でも行うことができれば、条例より効果的に機能させることができるのではないかと考えている。そこで、刑事訴訟法第189条の特例として、特区認定市町村においては、管轄の警察官より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について犯罪捜査に従事できるとし、警察官と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた悪質なもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち寄り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。	C	刑事訴訟法は、捜査機関として検察官、検察事務官及び司法警察官(例えば189条第1項)と規定しており、私はあくまで補助者として捜査に関するものである。捜査権の行使は、様々な観点から全国的なレベルで議論を尽くすべき問題であって、特定の地域においてのみ市町村職員による捜査権を認めることは適当ではなく、地域の特性を生かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区構想とは馴染まない性質のものであると考える。				1 4 8 0 1 0	華加市	11 埼玉県	警察庁 法務省	
0520220	外国人入国の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	お見合いのために入国する外国人のためのブライダルビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑みて、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。現在、在留資格で日本に入国するのは27種類のビザがありますが、ブライダル目的で入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、簡約ない結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。なぜならば、1つの目的に対し、2度も3度もビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛である。なお、スポーツ選手などが日本に入国してから逃げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を歴史のある寺院(宗教法成立の昭和18年に成立した宗教法人)や実績のあるブライダル協会(設立から10年以上経過など)に限定し、認定制にすることなどにより、受け入れ側の居場所のなさりをし、お見合い会場も明確なものに限りビザをおよぶようにする。	D	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可されること。本件要望に係る活動は当該在留資格に該当すると考えられるため、現状において、特種の措置を必要としない。なお、在留資格「短期滞在」で在留中に婚姻手続が整った場合には、在留資格「日本人の配偶者等」への在留資格変更申請や在留資格認定証明書交付申請を受理しているところである。				1 0 1 2 0 1 0	個人	27 大阪府	警察庁 法務省	
0520230	外国の医師資格者による医療行為の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	我が国で医師又は歯科医師として医療活動を行うには、我が国の医師法又は歯科医師法に基づく医師又は歯科医師の資格を有していなければならない。なお、歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令」の「別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の二のイ又はロに該当する必要がある。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話さず患者に限り診療治療に当たらせる。	外国人の起業家を誘致するには、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を営んでいこうと、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができよう、要望するものである。	C	そもそも我が国においては、医師法又は歯科医師法に基づき、我が国で医療行為を行う場合には医師法又は歯科医師法に基づき資格を有することが必要である。我が国の医師・歯科医師の資格を有し(以下同じ)資格を有しない外国の医師資格者を、我が国で医療活動を行うものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。				1 0 8 0 6 0	外国人企業家特区	法務省 厚生労働省		
0520240	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	我が国で看護師としての業務を行うには、まず、我が国の保健師助産師看護師法に基づき(看護師の資格を有していなければならない。また、外国人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令」の「別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の四に該当する場合である。	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を誘致するには、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を営んでいこうと、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができよう、要望するものである。	C	そもそも我が国においては、保健師助産師看護師法に基づき、我が国で看護師としての業務を行う場合には医師法又は歯科医師法に基づき資格を有することが必要である。我が国の看護師の資格を有し(以下同じ)資格を有しない外国の看護師を、我が国で看護業務に従事するものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。				1 0 3 8 0 7 0	外国人企業家特区	法務省 厚生労働省		
0520250	田舎暮らし外国人誘致特区	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	我が国で看護師としての業務を行うには、まず、我が国の保健師助産師看護師法に基づき(看護師の資格を有していなければならない。また、外国人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令」の「別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の四に該当する場合である。	永住許可については、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること加入、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り許可するものとされ、一般に、引き続き1年以上本邦に在留していることが必要とされていること。外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留期間については5年以上とされている。	沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季があること、安全で水が美味しい日本において永住してもらうことを目的とする。居住権取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に行なう。	C	在留資格「永住者」については、在留期間の上限を有せず、また、就労制限を有しないものであり、その許否は、当該外国人の素行や独立生計維持能力、また、その者の永住が日本国の利益に合するかなどを考慮しつつ、我が国社会への定着性を考慮した上でなされるものであること。複数回の本邦滞在歴があったとしても、それが短期間である場合、また、継続性を有しない場合は、我が国社会に生活の本拠があるとは認められず、また、その許否要件を緩和した場合には、上記のとおり在留期間の上限及び就労制限を有しない在留資格であるために、単純就労が目的の外国人の移民を認めることにつながることから、政府として移民政策をとっていない現状では措置できない。また、住居を申請のあった市町村に限定する(返戻者には何らかの制限を課すことは、現行法制上できない)上、永住者に対してそのような制限を課することは適当ではない。				1 0 5 5 0 6 0	(株)バノナシャドー キャピネット	13 東京都	警察庁 法務省	
0520260	外国人学生を受入れる教育機関に対する制限緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	本邦に「留学生」又は「就学生」として在留するためには、申請人が次のいずれかに該当していることが必要である。在留資格「留学」 大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を終了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)	株式会社等が経営する、学校教育法で位置付けられていない教育施設について、適正在籍管理能力等が認められる場合には、外国人の学生を「留学生」若しくは「就学生」として受入れることを可能とする。	海外からの学生に対して日本で高度なファッション教育を行うことにより、日本を中心に国際的なファッション人材ネットワーク構築を目指す。アジア・グローバル構想を推進する。提案理由: 現行制度では、外国人が日本の教育機関で教育を受けようとする場合、大学や専門学校等については「留学生」として、日本語学校等については「就学生」として、外国人学生を受入れることが可能となっている。しかしながら、株式会社で学校法人格を持たない教育機関の場合、適正在籍管理能力の能力が十分にあっても、外国人学生を受入れることが認められない。	C	今回の提案は、学校法人でない限りは外国人学生を受入れることができないとする現行制度そのものに問題提起したものである。省令においても、各種学校でなくとも法務大臣が告示をもって定めるもの、については就学生の受入れを認めている。日本語学校については、学校法人でなくとも、法務大臣が認定すれば、外国人学生を受入れることとしている。ファッション人材の養成機関についても、法務大臣として、審査、認定を行うに際しては、審査、認定を行った教育施設については、外国人学生の受入れを認めることができるか検討し、回答された。				1 0 7 4 0 1 0	エスモードジャポ ン株式会社	13 東京都	法務省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520270	揚州織産地における外国人研修・技能実習(職種・織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成15年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術・技能・知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 揚州織産地では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間も3年間から5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年)・在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年)・在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	揚州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く(意欲的な)外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合揚州織産地準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の修得を目的とする各府省庁等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用等新たな問題が払拭されない現状が懸念されており、現状のもとでは滞在期間の延長を認めることは適当でない。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	研修生は、3年間の滞在期間では揚州織りの製造業への修得が得ることかできず、派遣元企業から要望されている織物製造工程を管理することはできない。織物製造のメインである機械技術の習得が切実なことから、派遣元企業が期待する人材の育成につながる。そのため、研修期間も含め少なくとも5年間の期間が必要である。		1 2 4 0 8 0	兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
0520280	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、再入国許可の有効期間の延長を可能とする。 なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。	世界最大の大規模放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に開く放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻りに再入国を繰り返すが、再入国許可申請はその有効期間が通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間を並行させること、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料(受入機関からの証明、必要性を示す資料等)を合わせて提出することで、個別に判断するものとする。	F	特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、平成19年度検討、結論し、速くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。	貴省の回答によれば、「特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、平成19年度閣議決定を踏まえ、新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。」とのことであるが、提案主体の求められている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討する意向は示されていないが、併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示された。右記提案主体の意見につき回答された。	特定研究活動等に従事する高度人材については、在留期間が最大5年であるにもかかわらず、その間、研究活動に必要な出張等に係る出国については、有効期間最大3年の再入国許可しか付与されず、再申請等が研究者の負担となっているため、在留期間に合わせた再入国許可期間の延長を提案している。それら再入国許可制度に関し、「規制改革推進のための3か年計画」を踏まえ、提案内容を満たす措置の検討を行うとの回答があったが、その検討内容、プロセス等を教えていただきたい。		1 1 9 4 0 0 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省	
0520290	外国人の起業規制緩和特区	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、投資の規模として、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」が要件とされている。また、その規模要件を具体的に数値化し、投資額を500万円以上としている。	特区において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へつなげる。 [資格基準の要件緩和] 2人以上の常勤職員(雇用人数規制をなくす) 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額1割の引下げ(100万円)	提案理由)外国人のノウハウやビジネスアイデアを導入することで日本全体の活性化を図る。 内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる。 効果)日本経済の活性化、長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。	C	在留資格「投資・経営」は日本通商航海条約第1条等の規定を受けて相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するが否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投資要件等の緩和は困難である。なお、在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、事業の規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」が確保されていれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが条件となるものではない。前述した「相当額の投資」とこの「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件である。相当額の投資を行っていることは前述の条約の規定の適用の要件となり、当該外国人の本邦における在留の必要性の根拠となるものであり、また、規模の要件としては、当該外国人に係る事業が本邦において安定的かつ継続的に行われるものか否かを審査するため設けられているものであるため、これ以上要件の緩和は困難である。	貴省の回答によれば、「特定研究活動等に従事する高度人材の再入国許可制度の見直しについては、平成19年度閣議決定を踏まえ、新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。」とのことであるが、提案主体の求められている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討する意向は示されていないが、併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示された。また、右記提案主体の意見につき回答された。		1 0 5 5 1 3 0	(株)リソナード・キャピタル	13 東京都	警察庁 厚生労働省		
0520300	外国人起業家の在留期間延長	出入国管理及び難民認定法第2条の3第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長三年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとされている。	いむゆる外国人起業家につき、在留期間最長3年を5年に延長する。	当該地域における外国人による起業を促進し、地域経済の活性化ひいては日本経済の活性化と雇用維持拡大を図る。少子高齢社会が急速に進んでいる我が国において、開業率を引き上げて産業率を上げ、もって経済の活性化と雇用の維持拡大を図るためには、起業家としての外国人に期待することである。その国家的必要性に鑑み、提案するものであります。	F	外国人起業家のうち、研究者であって、わが国で行う特定の分野の研究成果を利用して当該分野に該当する研究若しくは研究の指導と関連する事業を自ら経営する活動を行うものについては、在留資格「特定活動」として在留期間5年が許容することとなっていることとされていることから、これを踏まえ、関係省庁も踏まえて具体的な検討を進める。とのことであるが、提案主体の求められている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討する意向は示されていないが、併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示された。	貴省の回答によれば、「専門的・技術的分野の外国人労働者に係る在留期間の上限を5年程度に引き上げることについて、速くとも平成21年度通常国会までに関係法案を提出することとされていることとあり、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。とのことであるが、提案主体の求められている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討する意向は示されていないが、併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示された。		1 0 8 0 5 0	社団法人日本二二一ビジネス協議会	13 東京都	法務省		
0520310	「投資・経営」(高度人材に係るもの以外)及び「技術」(人文知識・国際業務)の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	外交、公用、特定活動及び居住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えないことができる。	「投資・経営」(直接事業に投資し経営する外国人、高度人材に係るもの以外)及び「技術」(人文知識・国際業務)(資本金5億円以上の株式会社設置外国系企業の外国人社員)の在留期間「3年または1年を5年または3年または1年」に改め、同資格での在留を最長5年とする。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業の本拠地として、また、外国人による起業も多い。これが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。 事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することから、親の問題を克服するための、外国人社員の在留期間の伸長を図る。	F	「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備、併せて関係省庁と連携し、速くとも平成21年度通常国会までに関係法案を提出する。 また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目途に法務大臣に検討結果を報告することとされており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。	貴省の回答によれば、「在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目途に法務大臣に検討結果を報告することとされており、当該検討結果も踏まえて具体的な検討を進める。とのことであるが、提案主体の求められている研究者の再入国許可の有効期間の延長について、前向きに検討する意向は示されていないが、併せて、これまでの在留管理専門部会等における在留管理体制の構築に係る検討状況、今後の検討内容及びスケジュール等について示された。		1 1 6 0 0 0 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省		
0520320	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の実務経験年数の取得	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	出入国管理及び難民認定法第一の一から五の表の上欄の在留資格(外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動にあつては、イ又はロに該当するものに限る。)をもちて在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常業務的な活動を行う活動については、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもちて在留を許可している。	「投資・経営」(直接事業に投資し経営する外国人、高度人材に係るもの以外)及び「技術」(人文知識・国際業務)(資本金5億円以上の株式会社設置外国系企業の外国人社員)の在留期間「3年または1年を5年または3年または1年」に改め、同資格での在留を最長5年とする。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業の本拠地として、また、外国人による起業も多い。これが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。 事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することから、親の問題を克服するための、外国人社員の在留期間の伸長を図る。	C	本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであること。当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をいかにいかに、家族滞在の範囲を拡大して受け入れることはできない。なお、本国において他国等がなす扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる場合は、現在も個別の判断により在留を認めていることである。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	むよご・神戸は、世界的な外資系企業の本拠地及び外国人起業家が、地域経済の大きな担い手であるという地域特性を有している。本提案は、地域にとって、「特定研究活動等の対象となる外国人研究者」と同様に重要な外国人が、躊躇することなく入国できるような、その同居する親について特例措置を求めるものである。特定研究活動等の対象となる外国人研究者の親の活動が在留資格「特定活動」に付与されていることを認めた場合、本提案の特区としての対応の余地を認めないことの根拠が明確ではなく、その理由をお聞かせください。		1 1 6 0 0 0 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁	
0520330	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の取得	出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれにも該当することが必要。 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾等は「屋内装飾に係るデザイン」その他これらに類似する業務に従事すること、 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること(ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。)	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の獲得を求める。	世界最大の大規模放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に開く放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障壁となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を緩和することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・業務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組みよう求める。)	C	専門的分野における活動を行う知識、経験を有する者否かを判断するため、実務経験年数要件の獲得を行うことは困難である。一方で、要件を緩和すること、単純労働者の受入れにつながるものもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更すること、措置を行うことは困難である。	右記提案主体の意見につき検討し、回答された。	長期滞在する外国人研究者配偶者の積極的な社会参加を後押しすることが、ひいては外国人研究者の受入れ促進につながるものであると考える。在留資格「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に付与するための現行要件を一律に緩和すると、単純労働者の受入れにつながるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障壁となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を緩和することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・業務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組みよう求める。)		1 1 9 4 0 0 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省 厚生労働省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号 項目	提案主体名	都道府県 コード	制度の所管 関係府庁
0520410	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設	平成16年2月26日付法務省管第11811号	在留資格「留学」をもって在留していた外国人が、その準備活動を行った後の在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	[内容] 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行った後の在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	[実施内容] 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と併し、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中に在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本の事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。	F		特区第10次提案(管理コード0520210)に基づき、現在、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するため、通達作成等の必要の措置を行っているところである。			福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 8 0	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省
0520420	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	資格外活動については、現に有している在留資格に異なる職業を運営する活動又は報酬を受ける活動を本来の在留資格を阻害しない範囲内で行う場合に限り許可される。 留学生のアルバイトを目的とする資格外活動については、これを通じて得られる我が国社会への理解、生活負荷の軽減、学生のアルバイトに対する社会的認識等にかんがみ、時間及び種別に関する一定の制限の下に、一律かつ包括的な許可を付与している。	[内容] 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる習得が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	[実施内容] 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 [提案理由:目的・効果等] 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	C		留学生はそもそも勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としているものではない。インターンシップ実習は、大学の管理の下で、教育目的で実施されるものであり、留学生が学費その他の必要経費を賄う目的をもってアルバイトをするとは目的が異なる(真実)。貴省の回答にあるような労働者としての受入れを行うものではない。 長期休暇以外の期間で留学生が企業でのインターンシップ実習を行うことが可能になることで、優秀な留学生が日本で就労する機会が拡大し、企業においても、優秀な人材の育成・獲得が期待される。		福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 1 9 0	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省	
0520430	研究交流ビザ(仮称)の創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦において教育活動を行う場合には在留資格「教授」や「教育」が、研究を行う場合には「研究」や「文化活動」が、大学等での講義を受講する場合には「留学」が、また、短期間のフォーラム等への参加には「短期滞在」がそれぞれ該当する。	[内容] 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を認めるような「研究交流ビザ(仮称)」新規在留資格を創設する。	[実施内容] 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のために入国する研究者等を福岡に呼び込むような「研究交流査証」、新規在留資格を創設する。 [提案理由:目的・効果] 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一年未満)の講義等を受講しようとする場合、既存の「教員査証」及び「在留資格」短期滞在を取得して受講することが考えられるが、「教員査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうか分からない。以上の点から、半年間という期間を対象とした査証、在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は査証取得が簡便化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができると考える。	D	-	本件要望にあるような活動を行う場合には、左記「制度の現状」に認識したとおり、現行の在留資格で対応できるものばかりである。なお、在留資格に該当しない短期滞在については、許可された期間の全てを本邦で滞在する必要はなく、本邦で行った活動が終了した時点で帰国することに何らの制限もないので、あえて現行の規定よりも短期間の在留期間を設ける必要性はない。			福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 2 0 0	福岡市	40 福岡県	警察庁 外務省 法務省
0520440	自治体交流モデル地区としての外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和		ワーキング・ホリデー制度は、二国間協定を基に、実施国双方の青少年に相手国の文化を学ぶ、一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補った付随的に働くことを含む入国を認めている。	福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみでの就業ビザの在留資格(介護・看護等)を創設する。	[実施内容] 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。 [提案理由:目的・効果] 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、子弟通勤を進行する時代背景を踏まえると、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。	C		ワーキング・ホリデー制度は、実施国双方の青少年に相手国の文化を学ぶ一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補った付随的に働くことを含む入国を認めている。 右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 2 1 0	福岡市	40 福岡県	法務省 外務省 厚生労働省
0520450	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	[内容] 中国人旅行者の増進に伴ってCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等)の実施	[実施内容] 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、検岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 [提案理由:目的・効果等] 現在、本市においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、検岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入国審査の負担軽減と検岸代行代理店へのチーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足度が向上するとともに、国内での滞在期間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	船内での入国審査については、海港の離発着の状況、船舶の設備、入国職員の人員体制の状況等に依り、可能な限り対応を実施している。 また、博多港においては、十分な審査設備が設けられているところ、入国職員の人員体制の状況等もみれば、個々の船舶に乗り上げて審査を実施することよりも、海港の審査設備において一括して審査を実施することがより効率的であると考えられる。とあるが、博多港においては、船内での入国審査を実施しているか否か明確に示されていない。 提案理由によれば、「検岸後の入国手続きに非常に時間がかかる(クルーズ船からのクレームの原因となっている)ところであることから、「海港の審査設備において一括して審査を実施している」という現在の状況下では、団体旅行者が一度に入港した時に対応できない。 よって、博多港において、どのようなケースであれば対応を実施するのか明確に示し、回答された。 併せて、団体旅行者の入港時に対応できるように右記提案主体の意見について検討し、回答された。			福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 2 0	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
0520460	寄港地上陸許可手続の簡素化	出入国管理及び難民認定法第14条	船舶等に乗りついている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間、1時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申請があったときは、当該外国人に対し寄港地上陸許可をすることができ、	寄港地上陸の許可申請手続の一部を外国に空港において審査を簡素化する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合1時間における空港地域の「周辺観光」が地元へ大きく期待されているところである。しかしながら、航空便待ち時間「周辺観光」を行うには、外国人旅行者が空港到着後、寄港地上陸許可を得る必要がある。非常に混み合う空港の入国管理エリアにおいて、限られた時間内に円滑に手続を行うことは常に困難な状況にある。このことから、「乗り換え外国人旅客の「周辺観光」を拡大するため、入国審査の厳格性を保持しながら、日本の魅力を発信、地域観光を振興する方策として、寄港地上陸の許可申請手続の一部について、外国にある我が国の在外公館において事前に実施できるように検討したい。旅行出発前に空港地域の「周辺観光」を促進できれば、地域観光の振興に資するものと考え、外国人旅行者の増大による、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の目標達成にも寄与できると考える。	C		出入国管理及び難民認定法第14条において、寄港地上陸許可申請は船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が行うこととされており、本邦を訪れようとする外国人本人にその権限はないことから、対応は不可能である。 右記提案主体の意見につき検討し、回答された。			成田国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 5 0	千葉県、成田空港株式会社	12 千葉県	法務省 外務省
0520470	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の数増		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の「空港会社が設ける」施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる発展、免状、金融都市の機能強化などが図られ、またアジアゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 [提案理由] 現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と異なり出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を行っている。深夜早朝時間帯に飛来する場合には、ブースに至る導線全てにおいて冷暗房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えたい(現状となっている)。一方、ラックアウト(ラックアウト)、スキャンホール(ラックアウト)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) 本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の数増を前提とするものでも必ずしもない。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の「空港会社が設ける」施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めたい。		D		貴省の回答を踏まえ、地方入管支庁・出張所に対して離発着時間を事前に連絡すれば対応できるように前向きに検討していることと併せて、右記提案主体の意見について検討し、回答された。 今後、中部国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご指示ください。		中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0520470	出入国手続施設の多様化		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(Q)を行う運用を求め、	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	D		貴省の回答を踏まえ、地方入管支隊、出張所に対し離着陸時間を事前に連絡すれば対応できるように前向きに検討していることについて、併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	今後、関西国際空港において具体的にどのように進めるべきか、ご教示願います。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 5 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上、及び「期限内・内閣閣僚など特約的制約のある」旅客に対する「専用手続」の設置。		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求め、	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要するもの。 これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは、乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えたい状況となっている。 一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バココ空港(タイ)、アムステルダム空港(オランダ)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中国国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していなければならない。 ・なお、ABC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある。交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 (その他) ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の見守り等も前提とするものでも必ずしもない。	C	－	中部国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港は例に上陸を希望する者のうち、直送免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスによって利用者へ還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていること及び航空運賃の多寡により差異を設けることは困難である」とのことだが、税関の臨時検閲制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい、併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に遜色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に選ばれることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討頂ければ幸いです。 ・なお本提案は、特定搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自ら専用レーンを設置することを要するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに来る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われず。	中部国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェット機の旅客を含む)」に対する「専用手続」を設ける。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスジェット機の旅客を含む)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理、検疫における手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続」は、設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	－	関西国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港は例に上陸を希望する者のうち、直送免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスによって利用者へ還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に遜色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に選ばれることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討頂ければ幸いです。 ・なお本提案は、特定搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自ら専用レーンを設置することを要するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに来る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われず。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 0 6 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客(ビジネスジェット機の旅客を含む)」等に対する「専用手続」を設ける。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェット機の旅客を含む)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由)国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理、検疫における手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続」は、設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	－	成田国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港は例に上陸を希望する者のうち、直送免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特別上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスによって利用者へ還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	・総理が推進するアジア・ゲートウェイ構想でも、国際的に遜色ないサービス・制度の導入等によりゲートウェイとしての機能が必要不可欠とされており、アジア・欧州各国の主要空港等に選ばれることのないよう、専用レーンでの出入国審査手続の運用をご検討頂ければ幸いです。 また、本提案は、特定搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、また当局自ら専用レーンを設置することを要するものでもありません。他国事例でも、乗客の仕分け専用レーンへの誘導は空港会社又は航空会社が行っており、専用レーンに来る乗客に対し適切な出入国審査を行う点において、国の行政サービスに差異は生じないと思われず。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 0 8 0 1 0	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続の設置		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期における「専用手続」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元へ大きく期待されていることである。「乗り継ぎ外国人旅客」の密着地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、審査における手続を一元推進するため、入国審査官の増員による専用レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出入国審査の混雑、入国審査における外国人の混雑採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考え、	C	－	成田国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしているため、「乗継専用レーン」の設置は困難である。	貴省の回答によれば、「現行においても様々な対応をしていることにより専用手続レーンの設置は困難である」とのことだが、税関の臨時検閲制度にあるように手数料を支払う形で対応できないか、また現在、利用率が低いとされる既存のABCレーンを活用して対応できないか、再度検討し、回答されたい、併せて、右記提案主体の意見につき検討し、回答されたい。	既に様々な特別レーンを設置し、更に11月には「特別永住者レーン」を設置されることであるが、なぜこれ以上のレーン設置が困難なのかお聞きしたい。また、「アジア・ゲートウェイ構想」では訪日観光客の拡大等のため、主要な国際空港等に優先レーンの設置を検討するとの考えから、「乗継専用レーン」の設置に向けた前向きな回答をいただけるものと伺っている。提案主体としても、乗り継ぎ外国人旅客には限られた乗継時間を有効に活用して周辺観光を行ってほしい。観光による地域振興を図ってまいりたいので、「乗継専用レーン」の設置を強く要望する。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 5 1	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省